

高島町新庁舎建設検討委員会設置要綱

令和2年5月高島町告示第116号

(設置)

第1条 高島町新庁舎建設の推進に対して、意見、助言等を得るため、高島町新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見、助言等を行う。

- (1) 新庁舎建設の基本計画に関すること。
- (2) 新庁舎建設の基本設計に関すること。
- (3) その他新庁舎建設に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は10名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 町内で組織される団体より選出された者
- (3) 一般公募により選出された者
- (4) その他町長が特に必要と認めた者

2 委員会は、必要な意見、助言等を求めるに当たり、専門的見識を有するアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和4年3月31日までの2か年とする。

2 事故その他の事由で、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以降、最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。